

議案第120号

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

多目的広場・屋外ステージの使用料並びに電気、水道及び下水道設備を使用した場合の使用料を明確に定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例(令和元年勝山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第17条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にはたや記念館の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>多目的広場若しくは屋外ステージにおいて電気、水道又は下水道のいずれか1つ以上を使用する場合は、前項の額に10パーセントを乗じて得た額を加算する。</u></p> <p>3 <u>使用面積が1㎡に満たないとき又は1㎡未満の端数があるときは1㎡とみなす。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(管理の代行)</p> <p>第17条 市長は、地方自治法_____第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にはたや記念館の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p>

別表第1(第9条関係)

施設基本使用料

施設名	単位	金額
イベントホール	1日	23,000円
多目的広場	1日	32,000円
屋外ステージ	1日	7,000円

別表第1(第9条関係)

施設基本使用料

施設名	単位	金額
イベントホール	1日	23,000円
多目的広場・屋外ステージ	1日	1㎡あたり1,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。